

秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(平成7年10月13日規則第19号)

改正 平成10年4月28日規則第21号 平成11年10月27日規則第29号
平成12年6月5日規則第32号 平成12年12月18日規則第43号
平成13年6月8日規則第22号 平成15年11月28日規則第44号
平成16年12月17日規則第34号 平成23年3月8日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例(平成7年秦野市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

2 条例第5条第1項第3号、同条第2項第4号イ及び第6条第1項第6号に規定する埋立て、盛土又は切土の高さの測定方法は、次に掲げるところによる。

(1) 埋立て又は盛土の高さ 埋立て等を行う土地の区域における、埋立て又は盛土を行う前の地盤面の最も低い地点と埋立て又は盛土によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離をいう。

(2) 切土の高さ 埋立て等を行う土地の区域における、切土を行う前の地盤面の最も高い地点と切土によって生じた地盤面の最も低い地点との垂直距離をいう。

(法令等の許可等)

第2条の2 条例第5条第2項第1号に規定する規則で定めるものは、別表第1に掲げる許可、認可、届出等による埋立て等とする。

(埋立て等の設計の内容)

第3条 条例第6条第1項第8号の規定による埋立て等の設計は、設計の方針、埋立て等に係る土地の現況、環境保全対策、公害防止対策及び事故防止対策について記載するとともに、次に掲げる図面により定めなければならない。

- (1) 現況平面図及び現況縦横断面図
- (2) 現況排水平面図及び現況排水縦横断面図
- (3) 計画平面図及び計画縦横断面図

(4) 計画排水平面図及び計画排水縦横断面図

(申請書の記載事項)

第4条 条例第6条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 埋立て等の工事の期間
- (2) 土砂等の発生場所
- (3) 土砂等の搬出入量
- (4) 土砂等の搬出入経路
- (5) 整地用機械の種類及び台数

(申請書の添付書類)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、申請が行われた埋立て等の内容に対応しないものとして市長が申請ごとに指定するものについては、申請書に添付することを要しない。

- (1) 流域現況図
- (2) 法人登記簿謄本(条例第5条第1項の規定による許可(以下「埋立て等の許可」という。)を受けようとする者が個人の場合は、住民票の写し)
- (3) 事業主の印鑑登録証明書
- (4) 埋立て等の許可を受けようとする者と埋立て等の工事を請け負う者との契約書又はこれに代わるものの写し
- (5) 埋立て等に係る施行区域内権利者一覧表(第15条に定める第2号様式をいう。)
- (6) 仮登記権者又は抵当権者等担保権者の埋立て等に係る施行等同意書(第15条に定める第3号様式をいう。)及び印鑑登録証明書
- (7) 埋立て等に係る土地の公図の写し
- (8) 土砂等の搬出入経路図
- (9) 工程表
- (10) 埋立て等に係る土地と公有地との境界確定図
- (11) 埋立て等の許可を受けようとする者(起業者に限る。)に関する届出書(第15条に定める第4号様式をいう。)及び次に掲げる添付書類
 - ア 前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書又は前年に係る所得税の納税証明書
 - イ 資金計画書(第15条に定める第5号様式をいう。)
- (12) 擁壁等工作物の平面図及び構造図

- (13) 埋立て等が完了した後の土地利用計画図
- (14) 埋立て等に係る土地の求積図
- (15) 土量計算書
- (16) 埋立て等の工事を請け負う者に関する届出書(第 15 条に定める第 6 号様式をいう。)及び次に掲げる添付書類
 - ア 前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書又は前年に係る所得税の納税証明書
 - イ 法人登記簿謄本(個人の場合は、履歴書及び住民票の写し)
 - ウ 事業経歴書
 - エ 印鑑登録証明書
- (17) 埋立て等の工事を請け負う者と土砂等を搬出してもらう者との請負契約書又はこれに代わるものの写し
- (18) その他市長が必要と認める書類

2 埋立て等の許可を受けようとする者は、埋立て等に係る土地について国又は地方公共団体が管理する公共施設があるときは、その同意を得て、それを証明する書類の写しを申請書に添付しなければならない。

(許可の基準の内容)

第 6 条 条例第 7 条第 2 項の規則で定める事項は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(標識の記載事項)

第 7 条 条例第 10 条の規則で定める標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 埋立て等の許可の年月日
- (2) 許可番号
- (3) 事業主の住所、氏名(名称)及び電話番号
- (4) 工事施行者の住所、氏名(名称)及び電話番号
- (5) 現場責任者の氏名及び連絡先
- (6) 埋立て等の目的
- (7) 埋立て等に係る土地の面積
- (8) 埋立て等の工事の期間

第 8 条及び第 9 条 削除

(埋立て等の許可に係る変更申請等)

第10条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、条例第6条第1項第3号から第8号までに規定する事項の変更前及び変更後の内容並びにその理由とする。

2 埋立て等の許可に係る変更申請書には、条例第6条第2項に規定する書類のうち、埋立て等の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第11条第2項に規定する変更届出について準用する。

(許可に基づく地位の承継)

第11条 条例第12条第1項の規定による地位の承継の届出は、埋立て等地位承継届出書(第15条に定める第15号様式をいう。)により行うものとする。

2 条例第12条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 埋立て等に係る土地の位置図

(2) 埋立て等に係る土地の登記簿謄本

(3) 第5条第1項第2号から第7号まで、第11号、第16号及び第17号に定める書類

(4) 申請者が埋立て等の許可を受けた者からその埋立て等を行う権原を取得したことを証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(中間届出に係る写真の添付)

第12条 条例第13条第2項に規定する届出に当たっては、埋立て等の工事着手前の埋立て等に係る土地の写真及び中間届出をしようとする時点の埋立て等に係る土地写真を添付しなければならない。

(埋立て等禁止区域の公告)

第12条の2 条例第14条の2第3項に規定する公告は、次に掲げる事項を提示して行うものとする。

(1) 埋立て等禁止区域の位置、区域及び面積

(2) 埋立て等禁止区域の指定の期間

(3) 埋立て等禁止区域の指定の理由

(4) 埋立て等禁止区域の区域を示す図面

(埋立て等禁止区域の明示)

第12条の3 条例第14条の2第6項に規定する埋立て等禁止区域を明示する方法は、標識及びくいの設置その他の方法とする。

(埋立て等禁止区域の周知)

第12条の4 条例第14条の2第8項に規定する埋立て等禁止区域の指定の周知を図る方法は、掲示板への掲示、印刷物の配布その他の方法とする。

(埋立て等禁止区域の解除の公告)

第12条の5 条例第14条の4第2項において準用する条例第14条の2第3項に規定する公告は、次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

(1) 解除した埋立て等禁止区域の位置、区域及び面積

(2) 埋立て等禁止区域の解除の年月日

(3) 埋立て等禁止区域の解除の理由

(4) 解除した埋立て等禁止区域を示す図面

(公表の方法等)

第13条 条例第21条に規定する公表は、条例第18条第1項又は第2項の規定による埋立て等の許可の取消し等の処分に従わない者の氏名(法人であるときは、その名称)及び違反事実の内容とともに、その住所及び法人であるときは代表者の氏名について、秦野市告示等の公示に関する規則(昭和61年秦野市規則第7号)の例により行うものとする。この場合において、公表に係る他の適切な方法があると認めるときは、告示等の例による方法と併せて行うことができる。

(軽易な埋立て等の届出の手續)

第13条の2 条例第22条の2の規定による届出は、軽易な埋立て等届出書(第15条に定める第23号様式をいう。)により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、届出が行われた埋立て等の内容に対応しないものとして市長が届出ごとに指定するものについては、届出書に添付することを要しない。

(1) 埋立て等に係る土地の位置図

(2) 埋立て等に係る土地の登記簿謄本

(3) 現況(計画)平面図、現況(計画)縦横断面図その他の埋立て等の内容が分かる図面

(4) 第5条第1項第7号、第8号、第10号、第14号及び第15号に定める書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「埋立て等の許可を受けようとする者」とあるのは「埋立て等を行おうとする者」と読み替えるものとする。

(申請書等の提出部数)

第 14 条 条例及びこの規則により市長に提出する申請書、届出書、それらの添付書類等の部数は、正本 1 通及びその写し 1 通とする。

(様式)

第 15 条 条例及びこの規則の規定により使用する様式は、次の表に掲げるとおりとし、その内容は、別に定める。

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号 様式	埋立て等許可申請書	条例第 6 条
第 2 号 様式	埋立て等に係る施行区域内権利者一覧表	第 5 条
第 3 号 様式	埋立て等に係る施行等同意書	第 5 条
第 4 号 様式	埋立て等の許可を受けようとする者(起業者に限る。)に関する届出書	第 5 条
第 5 号 様式	資金計画書	第 5 条
第 6 号 様式	埋立て等の工事を請け負う者に関する届出書	第 5 条
第 7 号 様式	埋立て等許可(不許可)決定通知書	条例第 9 条
第 8 号 様式	埋立て等に係る標識	条例第 10 条
第 9 号 様式	工事着手届	条例第 10 条の 2
第 10 号 様式	土砂等の搬出入計画書	条例第 10 条の 3
第 11 号 様式	土砂等の搬出入報告書	条例第 10 条の 3
第 12 号 様式	埋立て等変更許可申請書	条例第 11 条
第 13 号 様式	埋立て等変更許可(不許可)決定通知書	条例第 11 条
第 14 号 様式	埋立て等に係る変更届出書	条例第 11 条

第 15 号 様式	埋立て等地位承継届出書	条例第 12 条、第 11 条
第 16 号 様式	埋立て等地位承継承認申請書	条例第 12 条
第 17 号 様式	埋立て等地位承継承認(不承認)決定通知書	条例第 12 条
第 18 号 様式	埋立て等に係る工事中間届出書	条例第 13 条
第 19 号 様式	埋立て等に係る工事完了届出書	条例第 14 条
第 20 号 様式	埋立て等に係る合格通知書	条例第 14 条
第 21 号 様式	立入調査・検査員証	条例第 14 条の 2
第 22 号 様式	埋立て等に係る工事廃止届出書	条例第 22 条
第 23 号 様式	軽易な埋立て等届出書	条例第 22 条の 2、第 13 条の 2

附 則

この規則は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 28 日規則第 21 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 10 年 5 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(適用区分)

- 2 この規則の施行日前において、秦野市土地の埋立て等の事前協議に関する指導要綱(平成 7 年 12 月 1 日施行)第 4 条に規定する埋立て等事前協議書又は秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 7 年秦野市条例第 19 号)第 6 条に規定する埋立て等許可申請書を市長に提出した者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 10 月 27 日規則第 29 号)

この規則は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 6 月 5 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 18 日規則第 43 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 8 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月 28 日規則第 44 号)
この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 17 日規則第 34 号)
この規則は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日規則第 2 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成 7 年秦野市規則第 19 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 第 15 号中「第 15 条の 15」を「第 15 条の 2」に改める。
別表第 2 第 2 項第 5 号オ中「5 メートル」を「2 メートル」に改め、同号キ中「第 15 条」を「第 14 条」に改める。

別表第 1(第 2 条の 2 関係)

- (1) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 5 条第 1 項、第 48 条第 1 項又は第 95 条第 1 項の認可
- (2) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 33 条に基づく認可
- (3) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の承認に係る道路に関する工事又は同法第 32 条第 1 項若しくは第 91 条第 1 項の規定に基づく許可
- (4) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 4 条第 1 項、第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の認可又は同法第 76 条第 1 項の許可
- (5) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 1 項(同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)又は第 6 条第 1 項(同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可
- (6) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の規定に基づく許可
- (7) 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 9 条第 1 項の規定に基づく許可
- (8) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく許可
- (9) 新住宅市街地開発法(昭和 38 年法律第 134 号)第 46 条の規定に基づく認可
- (10) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 20 条の規定に基づく承認又は同法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項若しくは第 55 条第 1 項の規定に基づく許可
- (11) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の規定に基づく認可

- (12) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく許可
- (13) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の9第1項、第11条第1項若しくは第3項の認可又は同法第66条第1項の許可
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定に基づく許可
- (15) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定に基づく許可
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物の最終処分場の設置の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第95号)附則第4条第1項又は同法附則第5条第1項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けたものとみなされるものを含む。)
- (17) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の認可
- (18) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第33条第1項若しくは第37条第1項の認可又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の規定に基づく許可
- (19) 土採取規制条例(昭和47年神奈川県条例第10号)第3条第1項の規定に基づく届出
- (20) 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例(平成15年神奈川県条例第8号)第3条第1項の規定に基づく許可

別表第2(第6条関係)

1 共通基準

(1) 環境保全対策

- ア 樹木、地下水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように必要に応じて事前調査を行う等適切な処置をとる。
- イ 緑化を図るため、筋芝埋込、吹付植生工等を行う。
- ウ 必要に応じて、隣接地との間に緩衝緑地帯を設ける。
- エ 緑化等の環境対策については、別に協議する。
- オ 貴重種の生息(生育)地については、保護対策等をとる。

(2) 公害防止対策

- ア 埋立て等に係る工事の施行に当たっては、騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土砂等の流出等の防止策をとり、周辺の生活環境を損なわないようにする。
- イ 作業時間は、原則として、午前8時から午後6時までとし、日曜

日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは、作業を中止する。

ウ 緊急を要する作業が発生したときは、土砂等の搬出入の沿道及び周辺住民の理解を得る。

エ 埋立て等に係る搬入土砂の土質検査を行い、有害物質等が確認されたときは、搬入を中止する。

オ 埋立て等に係る造成地からの水質検査を年4回行い、有害物質等が確認されたときは、適切な処置をとる。

(3) 事故防止対策

ア 安全対策

(ア) 埋立て等に係る工事の施行に当たっては、雨水及びその他の地表水を有効に排除することができる排水施設並びに土砂等の崩壊、流出その他の災害を防止することができる施設を設置する。

(イ) 埋立て等に係る工事の工程が、土砂等の崩壊、流出その他の災害が発生しないような順序となっていること。

(ウ) 市民の生命及び財産に対する危害及び迷惑を防止するため、埋立て等の工事中は、原則として現場責任者を常駐させ、事故及び災害防止に努める。

(エ) 埋立て等を行う土地の区域を表示するためのくい及び丁張りを設置する。また、埋立て等に係る区域内にみだりに人が立ち入ることを防止する囲いを設置する。

(オ) 囲いは、原則として埋立て等に係る区域の全周囲に設置する。

(カ) 囲いの構造は、風圧等により容易に転倒破壊されないものとする。

(キ) 出入口は、原則として1か所とし、施錠できる構造とする。

イ 交通対策

(ア) 搬出入路を指定するときは、あらかじめ、周辺住民、道路管理者及び所轄警察署と協議する。

(イ) 搬出入路が通学路に指定されているときは、関係機関と協議し、登校時間帯の通行禁止等必要な処置をとる。

(ウ) その他関係機関と協議し、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置等必要な処置をとる。

2 技術基準

(1) 埋立て又は盛土

ア 埋立て又は盛土(以下「盛土」という。)ののり面のこう配(擁壁で覆う部分を除く。)は、次の表の盛土高の欄に応じ、それぞれののり面のこう配の欄に定めるものであること。

盛土高	のり面のこう配
5メートル未満	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
5メートル以上10メートル未満	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上のこう配
10メートル以上	盛土高は、10メートル以下を原則とする。ただし、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上で、かつ、円弧滑り計算による安定計算を行い、1.3以上の安全性を確保できるこう配である場合は、この限りでない。

- イ 厚さ20～30センチメートルごとに敷きならしを行い、十分転圧し、締め固めする。
- ウ 原則として、基礎地盤調査を行い、地質及び土質条件を把握し、必要な対策をとる。また、基礎地盤に草木等があるときは、すべて伐採除根する。
- エ 斜面上の地盤の盛土を行うときは、原地盤の段切りをする。
- オ 高さ5メートル以上の盛土については、高さ5メートルまでごとに幅1.5メートル以上の小段を設ける。

(2) 切土

ア 切土ののり面のこう配(擁壁で覆う部分を除く。)は、次の表ののり面の土質及び切土高(切土によって生じたのり面の上端とのり面の下端との間の垂直距離をいう。のり面を擁壁で覆う場合は、その擁壁の高さを除く。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれののり面のこう配の欄に定めるものであること。

のり面の土質	切土高	のり面のこう配
軟岩(風化の著しいものを除く。)	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.2メートル以上のこう配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が0.6メートル以上のこう配
風化の著しい岩	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.9メートル以上のこう配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が1.2メートル以上のこう配
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上のこう配

	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
その他の土質	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配

イ 高さ5メートル以上の切土については、高さ5メートルまでごとに幅1.5メートル以上の小段を設ける。

(3) 排水施設

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように定める。

計画流量は、次の(ア)による。また、排水施設の計画に用いる流速は、原則として次の(イ)による。

(ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次の式により算出する。

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A \text{ [合理式]}$$

Q：雨水流出量(m³/秒)

C：流出係数

I：降雨強度(mm/時)

$$= 4750 / (t + 35)$$

A：排水面積(ha)

t：流達時間(分)

$$= L / (1.5 \times 60) + \text{流入時間(8分)}$$

L：管きよ最長延長(m)

(イ) 排水施設の計画に用いる流速は、原則として次の式により算出する。

$$V = 1 / n \times R^2 / 3 \times I^{1/2} \text{ [マニング式]}$$

V：流速(m/秒)

R：径深(F/P)

I：水面こう配

A：流水断面積(m²)

P：潤辺長(m)

n：粗度係数

イ ゆう水が存する土地又は沢状の地形の土地その他埋立て等の区域以外の雨水その他の地表水が集中しやすい地形の土地において埋立て等を行う場合は、ゆう水又は浸透水を有効に排除できるように、暗きよ排水施設の設置その他の必要な処置がとられていること。

ウ 小段及び土羽尻には、表面排水処理施設を設置するとともに、その施設が土砂等により埋没しない構造とする。

エ 斜面上部の排水は、のり面方向へ流さないように反対方向にこう配をとること。そのこう配は、原則として2パーセント以上とする。

オ 排水施設の構造は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定に適合していること。

カ 調整池又は沈砂池は、埋立て等に係る土地の面積の規模、地形形態等を考慮して、必要に応じて設置する。

(4) 放流先の河川等

ア 放流先の河川等が未整備であるとき、又は整備が十分でないときは、流域等を考慮し、河川等の管理者等と協議して、河川等の整備をする。

イ 放流先の河川等が、ごみ、土砂等により流水が阻害されているときは、影響を及ぼす範囲までしゅんせつ等の処置をとる。

ウ 放流については、関係権利者と十分な協議を行う。

エ 埋立て等の区域内に道水路敷等があるときは、各管理者と十分な協議を行う。

(5) 擁壁工

ア 擁壁を設置する場合の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間(けん)知石練積み造その他の練積み造のものであること。

イ 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の塩化ビニール管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴が設けられ、かつ、擁壁の裏面全面に、砂利等の透水層が設けられていること。

ウ 擁壁については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第36条の2から第39条まで、第52条(第3項を除く。)、第72条から第75条まで及び第79条の基準に適合していること。

エ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、破壊、転倒、基礎の滑り及び沈下が生じないように構造計算によって次の(ア)から(エ)までに適合することが確かめられていること。

(ア) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁の各部に生じる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの長期許容応力度を超えないこと。

(イ) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下で、かつ、合力の作用点が基礎底面の中3分点内であること。

(ウ) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であること。

(エ) 土圧等によって擁壁の地盤に生じる応力度がその地盤の長

期許容応力度を超えないこと。ただし、基礎ぐいを用いる場合は、土圧等によって基礎ぐいに生じる応力が基礎ぐいの長期許容支持力を超えないこと。

オ 擁壁の高さが2メートルを超える鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、地震時において破壊、転倒、基礎の滑り及び沈下が生じないように構造計算によって次の(ア)から(エ)までに適合することが確かめられていること。

(ア) 地震時土圧、水圧、自重及び地震時慣性力(以下「地震時土圧等」という。)によって擁壁の各部に生じる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの短期許容応力度を超えないこと。

(イ) 地震時土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの6分の5以下で、かつ、合力の作用点が基礎底面の中3分の2以内であること。

(ウ) 地震時土圧等により擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の6分の5以下(抵抗力に前面の受動土圧を加える場合は、3分の2以下)であること。

(エ) 地震時土圧等によって擁壁の地盤に生じる応力度がその地盤の短期許容応力度を超えないこと。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、地震時土圧等によって基礎ぐいに生じる応力が基礎ぐいの短期許容支持力を超えないこと。

カ 間(けん)知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次の(ア)から(カ)までに適合していること。

(ア) 盛土ののり面に設置する擁壁のこう配、高さ及び下端部分の厚さが、次の表の擁壁のこう配及び高さの区分の欄に応じ、それぞれの擁壁の下端部分の厚さの欄に掲げるものに適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40センチメートル以上となっていること。

擁壁のこう配	擁壁の高さ	擁壁の下端部分の厚さ
70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
	3メートル以下	50センチメートル以上

	3メートルを超え 4メートル以下	65センチメートル以上
	4メートルを超え 5メートル以下	80センチメートル以上

(イ) 切土ののり面に設置する擁壁のこう配、高さ及び下端部分の厚さが、擁壁を設置する地盤の土質の区分に応じ、次表に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さは、擁壁の設置される地盤の土質が、その他の土質以外のものに該当するものであるときは40センチメートル以上、その他の土質に該当するものであるときは70センチメートル以上となっていること。

土質	擁壁			
	こう配	高さ	下端部分の厚さ	
岩、岩くず、砂利又は砂利まじり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上	
		2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上	
	65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上	
		2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上	
		3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上	
	65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上	
		3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上	
		4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上	
	真砂土、関東ローム、硬質粘土そ	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上

その他これらに類するもの	5 度以下	以下	トル以上	
		2 メートルを超え 3 メートル以下	70 センチメートル以上	
	65 度を超え 70 度以下	2 メートル以下	45 センチメートル以上	
		2 メートルを超え 3 メートル以下	60 センチメートル以上	
		3 メートルを超え 4 メートル以下	75 センチメートル以上	
	65 度以下	2 メートル以下	40 センチメートル以上	
		2 メートルを超え 3 メートル以下	50 センチメートル以上	
		3 メートルを超え 4 メートル以下	65 センチメートル以上	
		4 メートルを超え 5 メートル以下	80 センチメートル以上	
	その他の土質	70 度を超え 75 度以下	2 メートル以下	85 センチメートル以上
			2 メートルを超え 3 メートル以下	90 センチメートル以上
			65 度を超え 70 度以下	2 メートル以下
65 度を超え 70 度以下		2 メートルを超え 3 メートル以下	85 センチメートル以上	
		3 メートルを超え	105 センチメートル以上	

		4メートル以下	
	65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
		2メートルを超え 3メートル以下	80センチメートル以上
		3メートルを超え 4メートル以下	95センチメートル以上
		4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以上

(ウ) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めされていること。

(エ) (ア)から(ウ)によっても盛土又は切土の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な処置がとられていること。

(オ) 岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、切土にあつては擁壁の設置される地盤の土質が、(イ)の表のその他の土質以外の土質であるときは擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上、その他の土質であるときは擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル)以上、盛土にあつては擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎が設けられていること。

(カ) 擁壁の前面の上端から背面に向かって水平方向にその擁壁の高さに相当する距離までの水平面上の載荷重は、1平方メートル当たり4,900ニュートン未満であること。

キ 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第14条の規定により国土交通大臣が認める擁壁については、アからカまで(カ(カ)を除く。)の基準に適合するものとみなす。

ク 盛土又は軟弱な地盤面に擁壁を設置する場合は、安定計算を行い、擁壁を設置する地盤の安全が確かめられていること。

ケ　クの安定計算は、滑り面を仮定した分割法によるものとする。

(6) その他

ア　埋立て等の設計に当たっては、必要に応じて森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2に規定する開発行為の許可に係る基準及び国土交通省土木構造標準設計等により行う。

イ　農地造成に係る埋立て等の取扱い及び設計に当たっては、必要に応じて農地造成に係る農地転用事務処理要綱(平成5年農計416号神奈川県農政部長通知)により行う。